

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)とは、葛飾区立幼稚園の園長、<u>教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)</u>をいう。</p> <p>第3条から第5条まで (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)とは、葛飾区立幼稚園の園長、<u>副園長、教諭及び養護教諭</u>をいう。</p> <p>第3条から第5条まで (略)</p> <p><u>付 則</u> この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>